

無線 LAN ビジネスガイドライン

平成 25 年 6 月 25 日 策 定
(令和元年 5 月 22 日 最終改定)

総 務 省

目次

1. はじめに.....	3
1.1 ガイドライン制定及び改正の背景と目的.....	3
1.2 用語.....	3
2. 公衆無線 LAN サービス提供に当たっての法令上の留意事項.....	4
2.1 事業開始等の際の法令上の手続.....	4
2.1.1 総論.....	4
2.1.2 事業法に基づく登録又は届出が不要なもの.....	4
2.1.3 事業法第 9 条の登録が必要なもの.....	5
2.1.4 事業法第 16 条の届出が必要なもの.....	6
2.1.4.1 一般的な届出.....	6
2.1.4.2 地方公共団体による届出.....	7
2.2 電気通信設備関連事項.....	7
2.2.1 登録事業者の留意事項.....	7
2.2.2 届出事業者の留意事項.....	8
2.2.3 端末設備等規則に関する留意事項.....	8
2.3 個人情報保護及び通信の秘密の保護.....	9
2.3.1 個人情報保護に関する事項.....	9
2.3.2 通信の秘密の保護に関する事項.....	9
2.4 その他.....	11
2.4.1 変更に係る手続.....	11
2.4.2 廃止に係る手続.....	11
2.4.3 契約前の提供条件の説明義務.....	11
2.4.4 契約後の書面の交付義務.....	12
2.4.5 その他の消費者保護規律.....	12
2.4.6 その他.....	13
3. 利用者との関係における留意事項.....	13
3.1 利用者への適切な情報提供.....	13
3.2 利用者の安心・安全な利用のための留意事項.....	14
3.2.1 適切な情報セキュリティ対策.....	14
3.2.2 利用者への周知・啓発.....	14
3.2.3 フィルタリングについて.....	15
3.3 移動通信トラヒックのオフロード化を進める携帯電話事業者の留意事項.....	16
4. 利用しやすい無線 LAN とするための留意事項.....	16

4.1 5GHz 帯の利用促進.....	16
4.1.1 アクセスポイント側の対応.....	17
4.1.2 利用者端末側の対応.....	17
4.2 アクセスポイントの設置等.....	17
4.3 無線機器の技術基準適合.....	17
5. 大規模災害発生時に備えた留意事項.....	17
5.1 各事業者等において推奨される対応.....	17
5.2 各事業者等による事前の検討が望ましい事項.....	18
5.3 災害対策として無線 LAN ビジネス推進連絡会 (Wi-BiZ) における取組.....	18
6. 地域活性化、ビジネス活性化に向けた無線 LAN 活用における留意事項.....	19
7. アクセスポイントの設置場所となる店舗等のオーナーの留意事項.....	19
別添 1 公衆無線 LAN サービスの提供における個人情報の保護及び通信の秘密の保護について.....	21
別添 2 利用者情報の確認にあたっての留意事項.....	24
別添 3 無料公衆無線 LAN の利用開始手続簡素化・一元化のための実証実験を踏まえた技術仕様.....	26
別添 4 無線 LAN アクセスポイントを置く店舗等のオーナーに知っておいていただきたいこと.....	28

平成 25 年 6 月 25 日	策定
平成 28 年 9 月 23 日	改定
令和元年 5 月 22 日	改定

1. はじめに

1.1 ガイドライン制定及び改正の背景と目的

本ガイドラインは、平成 24 年 7 月に公表された「無線 LAN ビジネス研究会報告書」を踏まえ、平成 25 年 6 月に策定されたものであり、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等の円滑な事業展開及び利用者が安心・安全なサービスを楽しむことができる環境づくりに資することを目的として、公衆無線 LAN サービス提供者が事業運営を行うに際し留意すべき事項や望ましい事項等を明らかにしたものである。

その後、無線 LAN 機能を搭載したモバイル端末、特にスマートフォンやタブレット端末の飛躍的な増加とともに、無線 LAN サービスを利用する機会が増加している。また、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者のほか、携帯電話事業者や一般の店舗、商店街、地方公共団体が公衆無線 LAN を利用できる環境を提供したりするなど、様々な提供主体によるサービスの拡大が進展し、ガイドライン制定当時から公衆無線 LAN サービスを取り巻く状況の変化が生じている。

そこで、このような状況の変化を踏まえて、今般、本ガイドラインの改正を行うこととした。

本ガイドラインの全体的な構成としては、項目 1 においてガイドライン制定及び改正の背景と目的等を説明し、項目 2 として電気通信事業の登録、届出の要否及び公衆無線 LAN サービスの提供に当たって法令上遵守すべき事項等を解説し、項目 3 では利用者への適切な情報提供、適切な情報セキュリティ対策等、項目 4 では 5GHz 帯の利用促進やアクセスポイントの設置等、項目 5 では大規模災害発生時に備えた留意事項、項目 6 では地域活性化、ビジネス活性化に向けた無線 LAN 活用の留意事項、項目 7 では店舗等オーナーの留意事項をそれぞれ紹介している。また、別添として、ガイドライン本文に対応した関連資料も添付している。

1.2 用語

本ガイドラインにおける用語は、それぞれ以下の意味において使用するものとする。

用語	意味
無線 LAN	広義では「無線を使って構築される LAN」を指すが、本ガイドラインにおいては、IEEE（米国電気電子学会）802 委員会の IEEE802.11 グループで標準化された伝送規格等を用いるものであって、特に 2.4GHz 帯又は 5GHz 帯の周波数帯の電波を使用するものを指す。
公衆無線 LAN アクセスサービス	利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される電気通信設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務であって、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 49 条の 20（第 4 号を除く。）で定める条件に適合する無線設備を用いて公衆向けに提供されるサービスを指す。

公衆無線 LAN サービス	上記の公衆無線 LAN アクセスサービスの他、無線 LAN アクセスポイントのみを設置して電気通信事業として利用者に提供するサービス（無線 LAN アクセスポイントからインターネットへの接続点までの間の通信は直接媒介しないが、他事業者の電気通信回線設備を用いることで結果的に利用者にインターネット接続を可能とするもの）や、無償又は本来業務に付随する形で提供されるサービスを含む。
事業者	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 9 条の登録又は第 16 条第 1 項の届出により電気通信事業として公衆無線 LAN サービスを提供する者を指す。
事業者等	上記の事業者に加えて、無償又は本来の業務に付随する形で公衆無線 LAN サービスを提供する者を含む。

2. 公衆無線 LAN サービス提供に当たっての法令上の留意事項

2.1 事業開始等の際の法令上の手続

2.1.1 総論

無線 LAN アクセスポイントを設置して、利用者に公衆無線 LAN サービスを事業として提供する場合は、原則として事業法第 9 条の登録又は同法第 16 条第 1 項の届出が必要となる¹。

アクセスポイントを設置して公衆無線 LAN サービスを提供することを検討している者の参考となるように、公衆無線 LAN サービスの提供にあたり、事業法に基づく登録又は届出を要しない場合（そもそも電気通信事業に該当しない場合を含む。）、登録又は届出が必要となる場合について、以下それぞれ紹介する。

本ガイドラインではあくまで無線 LAN サービスに関する記載のみに留めるため、事業法に基づく登録及び届出の詳細については「電気通信事業参入マニュアル」²及び同マニュアル[追補版]³を適宜御確認ください。また、事業法上必要となる手続について疑義がある場合は、本ガイドラインの参考資料 2 に記載のある各地域を管轄する総合通信局等に適宜御連絡ください。

2.1.2 事業法に基づく登録又は届出が不要なもの

アクセスポイント等を設置して、利用者に公衆無線 LAN サービスを提供する場合であっても、以下に該当する場合は、事業法に基づく登録又は届出の手続は不要である。

- (1) 本来の業務に付随して公衆無線 LAN サービスを提供する場合

¹ 無線 LAN は、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）上では「小電力データ通信システム」として技術基準が規定されており、技術基準適合証明を有する等の一定の条件を満たすことを前提に、免許が不要な無線局と位置付け制度化されている。

² http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html

³ http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html

例えば、喫茶店オーナーが、来店者が利用できるよう店内にアクセスポイントを設置する場合、本来の業務（飲食物の提供）に付随したサービスの提供を行っているものと捉えられる場合には、原則として、事業法に基づく登録又は届出を不要としている。

(2) 対価を得ずに公衆無線 LAN サービスを提供する場合

対価としての利用料等を得ずに公衆無線 LAN サービスを提供する場合は、基本的に、「電気通信事業を営む」ことに該当しないため、登録、届出ともに不要である（事業法第 2 条参照）。

例えば、商店街の各店舗等が、「商店街の活性化」や「観光客の利便性向上」など集客を目的として、アクセスポイントを店舗内に設置し、無償で電気通信役務を提供する場合は、本件に該当する。

ただし、利用者から電気通信役務の提供に関する対価は得なくても、広告収入を得るなど実質的に電気通信役務の提供により利益を上げているとみなされる場合は、「電気通信事業を営む」ことに該当し登録又は届出が必要な電気通信事業となる。

(3) 無線 LAN ルーターを購入した者同士が相互に無料で無線 LAN を利用できるコミュニティを形成し、一のコミュニティメンバーが、自ら所有するルーターのアクセスポイント機能を他のコミュニティメンバーに開放する場合

この場合、他のコミュニティメンバーが利用するサービスは、当該一のコミュニティメンバーではなく、コミュニティ形成型の無線 LAN サービスを提供するために対応無線 LAN ルーターを販売等している事業者等が提供しているものであり、コミュニティメンバー自身は登録又は届出は不要である。

2.1.3 事業法第 9 条の登録が必要なもの

アクセスポイントを設置して、利用者に公衆無線 LAN サービスを事業として提供する場合において、以下に該当する場合は、事業法第 9 条の登録が必要となる。

(1) アクセスポイントに加えて、アクセスポイントまでの電気通信回線設備を設置するものであって、次の基準のいずれかに合致するもの。（電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 3 条第 1 項参照）

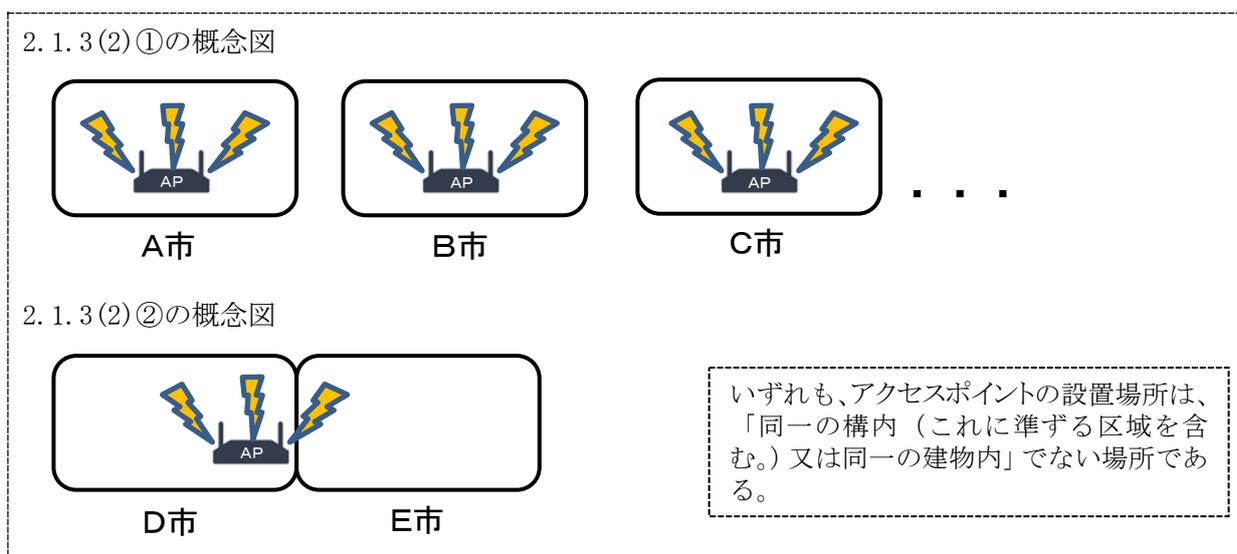
- ①「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を超える」場合
- ②「中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県の区域を超える」場合

(2) アクセスポイントのみを事業法第 52 条第 1 項で規定するところの「同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内」でない場所に設置する場合であって、以下に合致するもの（下記「図（2.1.3 事業法第 9 条の登録が必要なもの（2）関連）」参照）

- ①アクセスポイントの個々の設置区域が一の市町村の区域を超えない形態で、複数（2 以上）の市町村に設置するもの（個々のアクセスポイントで見れば、登録を要する電気通信事業の基準である上記「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を超える」場合に該当しないが、一の者が当該形態のアクセスポイントを複数（2 以上）の市町村に設置する場合は登録を要する。）

②アクセスポイントの個々の設置区域が一の市町村の区域を超える形態で設置するもの（上記「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を超える」場合に該当する。）

図（2.1.3 事業法第9条の登録が必要なもの（2）関連）



2.1.4 事業法第16条の届出が必要なもの

2.1.4.1 一般的な届出

アクセスポイントを設置して、利用者に公衆無線 LAN サービスを事業として提供する場合において、以下に該当する場合は、事業法第16条第1項の届出が必要となる。

- (1) アクセスポイントに加えて、アクセスポイントまでの電気通信回線設備を設置するものであって、登録を要する電気通信事業の基準（2.1.3（1）①及び②）のいずれにも合致しないもの
- (2) アクセスポイントのみを事業法第52条第1項で規定するところの「同一の構内^{*}（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内」に設置するもの^{4 5}
- (3) アクセスポイントのみを事業法第52条第1項で規定するところの「同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内」でない場所に設置する場合であって、一の市町村の区域内のみに、個々の設置区域が当該一の市町村の区域を超えない形態で設置するもの

※参考 「同一の構内」の範囲

⁴ この場合、アクセスポイントは端末設備として位置付けられ、電気通信回線設備（端末系伝送路設備）とはならない。当該アクセスポイントのみを複数の市町村に設置しても、登録を要する電気通信事業の基準である「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を超える」場合に該当しないため、登録の対象とはならない。

⁵ 自ら設置する電気通信設備がアクセスポイントのみであって、外部との通信回線を通じて外部との通信の用に供されない場合は、事業法第164条第1項第2号による適用除外となり、届出は不要である。

「同一の構内」の範囲には、いわゆる公衆地下街等多数の者が出入りし、また、社会通念上一つの区域と考え難いものは除かれる。すなわち、土地構造上一体と観念される空間であっても、屋外の公道に近い性格を有している場合は「同一の構内」には該当しない。

「同一の構内」に該当するものの例

コンビニエンスストア内、ゲームセンター内、商店街・公衆地下街の各店舗内、博物館・美術館内、ホテル内、県庁・市役所内、カフェ・レストラン内、雑居ビル内、マンション内、大学キャンパス内（これらに付随する駐車場を含む。）

「同一の構内」に該当しないものの例

空港内、鉄道駅構内、地下鉄駅構内、商店街アーケード、公衆地下街

2.1.4.2 地方公共団体による届出

営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体は、その電気通信事業が内容、利用者の範囲等から見て利用者の利益に及ぼす影響が比較的大きいものとして施行規則第 60 条で以下のとおり定める電気通信役務を提供する電気通信事業に該当する場合は、その旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第 165 条第 1 項）。

- ①電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務⁶
- ②卸電気通信役務（上記①に該当するものを除く。）

この届出をした地方公共団体は、事業法第 16 条第 1 項の規定による届出をした電気通信事業者とみなされる（事業法第 165 条第 2 項）。

2.2 電気通信設備関連事項

2.2.1 登録事業者の留意事項

事業法第 9 条の登録を受ける場合（すなわち、上記 2.1.3(1)又は(2)のいずれかに該当する場合）には、事業法第 41 条にいう「電気通信回線設備を設置する電気通信事業者」に該当することとなるため、次の義務を負うこととなる。

(1) 電気通信設備の技術基準の適合性の維持（事業法第 41 条）

電気通信事業の用に供する電気通信設備について、総務省令（事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号））で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

(2) 電気通信設備の自己確認の届出（事業法第 42 条）

上記(1)のとおり技術基準に適合することについて、その電気通信設備の使用を開始する前に、事業者が自ら確認し、その結果について総務大臣に届け出なければならない。

(3) 管理規程の届出（事業法第 44 条）

電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、上記(1)の対象となる電気通信設備について、施行規則第 29 条に掲げる事項に係る管理規程を定め、電気通信事業を開始する前に、総務大臣に届け出なければならない。

⁶ 例えば、地方公共団体が管理する建物内（ただし、県営の空港内や市営の地下鉄駅構内等は除く。）のみで提供するなど、不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務に該当しない場合には、事業法第 165 条第 1 項の届出は不要である。

(4) 電気通信設備統括管理者の選任（事業法第 44 条の 3）

上記(1)の対象となる電気通信設備の管理の方針、体制、方法に関する業務を統括管理させるため、管理的地位にあり、かつ施行規則第 29 条の 2 第 1 項で定める要件を備える者のうちから電気通信設備統括管理者を選任し、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(5) 電気通信主任技術者の選任（事業法第 45 条）

上記(1)の対象となる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令（電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号））で定めるところにより、関係の事業場ごと（業務区域が一の都道府県の区域を超える電気通信事業者は、それに加えて、上記(1)の対象となる電気通信設備を設置する都道府県ごと）に、適切な電気通信主任技術者を選任するとともに、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。ただし、①他の事業場の電気通信主任技術者が常に速やかに到達でき、②障害時に予備設備への切替え等の応急措置が直ちに行われることになっており、③業務上必要な事項が容易に連絡できるよう措置されているとともに、④巡視、点検及び検査の結果が報告される等、監督する上で支障が生じないように措置されている事業場については、他の事業場の電気通信主任技術者をもって兼務させることができる（同規則第 3 条第 2 項及び平成 22 年総務省告示第 49 号）。また、設置する上記(1)の対象となる電気通信設備が端末機器の技術基準適合認定等を取得したアクセスポイントのみである場合、設置する都道府県ごとの電気通信主任技術者の選任は要さない（同規則第 3 条の 2 第 5 項第 1 号）。

2.2.2 届出事業者の留意事項

事業法第 16 条第 1 項の届出を行う場合であって、上記 2.1.4.1(2)に該当する場合には、上記 2.2.1 に示した各々の義務を免れることとなる。つまり、自己確認の届出、管理規程の届出、電気通信設備統括管理者の選任、電気通信主任技術者の選任等の必要はない。

ただし、上記 2.1.4.1(1)又は(3)に該当する場合には、電気通信回線設備を設置する事業者として、これらの義務を負うこととなる。（この場合において、上記 2.2.1(1)の対象となる電気通信設備の設置の範囲が一の市町村の区域を超えず、利用者の数が 3 万未満であるときには、一定の要件を満たす者の配置をもって電気通信主任技術者の選任に代えることができる。配置したときは遅滞なくその旨を総務大臣に報告しなければならない（電気通信主任技術者規則第 3 条の 2 第 1 項及び第 3 項）。）

また、2.1.4.1(2)に該当する場合であっても、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務（有料かつ利用者の数が 100 万以上）を提供し、総務大臣から指定を受けた場合には、電気通信回線設備を設置する事業者と同様に、上記 2.2.1(1)～(5)の義務を負うこととなる（施行規則第 27 条の 2 の 2 第 2 項）。

2.2.3 端末設備等規則に関する留意事項

上記 2.1.4.1(2)に該当する場合、電気通信回線設備に無線 LAN 機器を接続して使用するためには、電気通信事業法に基づく技術基準を満たしている必要があり、その技術基準に適合していることを示す表示（技術基準適合マーク  に  及び設計認証番号が付加されたもの等）が付されている機器を使用す

る（又は接続先の電気通信事業者の接続の検査を受ける）必要がある⁷。また、2.1.3(1)及び2.1.4.1(1)において、無線 LAN 機器を電気通信事業の用に供する端末設備として用いる場合、当該機器は、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）の該当条項を満たす必要がある。（事業用電気通信設備規則第 16 条の 5 第 3 項及び第 17 条第 3 項）

2.3 個人情報の保護及び通信の秘密の保護

電気通信事業は、通信の秘密と直接関わる事業であって極めて高い公共性を有しており、また、そこで取り扱われる個人情報を保護する必要性は大きい。公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等は、このことを認識して業務を行う必要がある。

以下、個人情報の保護及び通信の秘密の保護について公衆無線 LAN サービスを提供する際に留意すべき事項を述べるが、より具体的な事例としては別添 1 を御参照ください。

公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等は、別添 1 も参考にしつつ、適切にサービスを提供しなければならない。

2.3.1 個人情報の保護に関する事項

公衆無線 LAN サービスの提供を通じて取得した利用者情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律⁸（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン⁹（平成 16 年総務省告示第 695 号。以下「個人情報保護ガイドライン」という。）の規定を踏まえ、適切な対応を行う必要がある。具体的には、電気通信サービスを提供するために必要な場合に限り、個人情報を取得するものとし（個人情報保護ガイドライン第 4 条）、その利用の目的をできる限り特定するとともに（個人情報保護ガイドライン第 5 条）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないこと（個人情報保護ガイドライン第 6 条）などが求められる。また、プライバシーポリシーをあらかじめ定めて公表し遵守するとともに（個人情報保護ガイドライン第 14 条）、原則としてあらかじめ本人の同意を得ないで個人情報の第三者提供をしないこととされている（個人情報保護ガイドライン第 15 条）ことに十分配慮する必要がある。

個人情報保護ガイドラインは、電気通信事業を行う者に対し、個人情報保護法を踏まえ、個人情報の適切な取扱いについてできるだけ具体的な指針を示すものであるので、無線 LAN サービスを提供する事業者等は、事業の推進に当たり個人情報の取扱いに疑義が生じた場合は、当該個人情報保護ガイドラインを御参照ください。

2.3.2 通信の秘密の保護に関する事項

事業者等は、個人情報の取扱いのほかに通信の秘密の保護についても適切に対応することが求められる。

⁷ 電波法上の技術基準適合証明を有するなどの条件を満たした無線 LAN の運用に関しては、無線従事者資格は不要であるが、登録局の 5GHz 帯無線アクセスシステム (IEEE802.11j) を開設し運用する場合は、無線従事者資格が必要になる。

⁸ 情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、個人情報保護法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的とした改正個人情報保護法が平成 27 年 9 月に公布された（全面施行は公布から 2 年以内）。

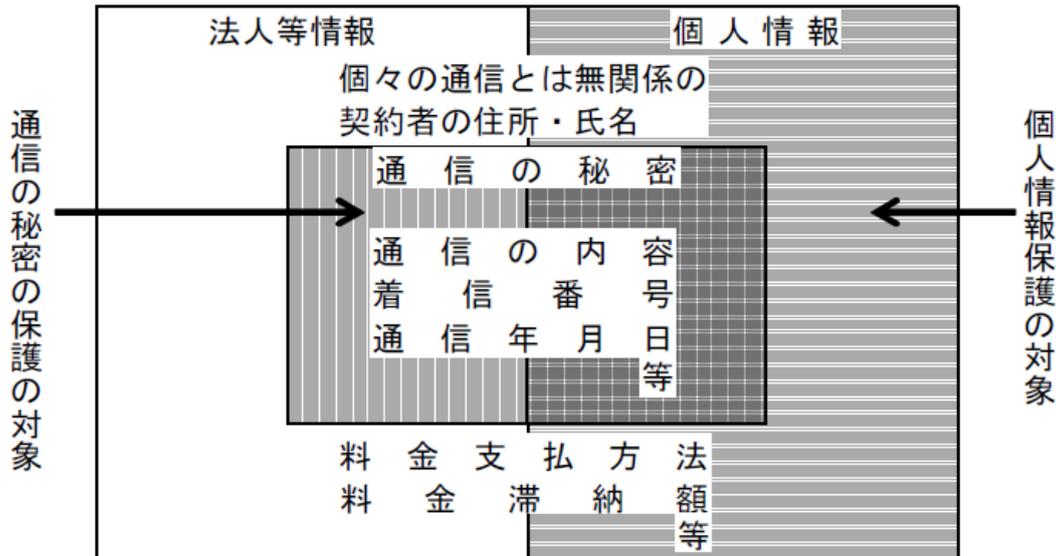
⁹ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html

事業法では、憲法第 21 条第 2 項の規定（通信の秘密の保護）を受けて電気通信事業者の取扱いに係る通信の秘密の保護を規定している（事業法第 4 条第 1 項）。通信の秘密を侵害した場合には罰則が適用され、電気通信事業者が秘密を侵した場合にはその刑が加重されている（事業法第 179 条）¹⁰。

また、電気通信事業者の業務の方法が「通信の秘密」の確保に支障があると認められるときは、総務大臣が業務改善命令を発動することもある（事業法第 29 条第 1 項第 1 号）。

なお、通信の秘密と個人情報の対応関係についてはおおよそ以下のとおりとなる。

●個人情報と通信の秘密との関係



出典：電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（解説編）

「通信の秘密」の範囲は、個別の通信に係る通信内容のほか、個別の通信に係る通信当事者の氏名、発信場所、通信日時、通信量やヘッダ情報等の構成要素、通信の存否の事実、通信の個数なども含む広範なものである。また、通信の秘密を侵すとは、通信当事者以外の第三者が積極的意思をもって秘密を「知得」しようとするもののほか、第三者にとどまっている秘密そのものを他人が知り得る状態におくこと（「漏えい」）、発信者または受信者の意思に反して自己又は他人の利益のために用いること（「窃用」）も、それぞれ独立して秘密を侵すことに該当する。

通信当事者の同意¹¹なく通信の秘密に該当する情報を利用することは、違法性阻却事由がある場合¹²を除き許されないことになっている。

¹⁰ なお、事業法における通信の秘密の保護については、電気通信事業者の取扱中に係る通信以外に、事業法第 164 条第 1 項各号に該当する電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信も対象となり（事業法第 164 条第 3 項）、通信の秘密を侵した場合は事業法第 179 条の罰則の対象となる。また、電気通信事業者以外の者が提供する公衆無線 LAN サービスについては、有線電気通信部分における通信の秘密は、有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）第 9 条及び第 14 条により、無線通信部分における通信の秘密は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 59 条、第 109 条及び第 109 条の 2 により保護される。

¹¹ 「個別」かつ「明確」な同意が必要とされている。単にホームページ上で周知したり、約款に記載しているだけでは、「個別」かつ「明確」な同意があったとはみなされないことに注意する必要がある。

¹² 裁判所の令状に従うなど法令に従って行う場合のほか、刑法（明治 40 年法律第 45 号）上の「正当業務行為」（第 35 条）、「正当防衛」（第 36 条）又は「緊急避難」（第 37 条）が成立する場合

2.4 その他

2.4.1 変更に係る手続

(1) 登録電気通信事業者の場合

事業法第9条の登録を受けた者は、登録の際に申請書に記載した事項のうち、以下の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。

①業務区域

②電気通信設備の概要

ただし、施行規則第6条各号に定める軽微な変更該当する場合又は氏名、名称及び住所等の変更の場合は、変更登録ではなく、その旨を遅滞なく届け出ることにより（事業法第13条第1項及び第4項）。

なお、事業法第13条第1項の規定に違反して、変更登録を受けずに上記①及び②の事項を変更した者は、200万円以下の罰金に処される（事業法第186条第1号）。また、事業法第13条第4項の規定に違反して、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処される（事業法第193条第1号）。

(2) 届出電気通信事業者の場合

事業法第16条第1項の届出をした者は、届出の際に届出書に記載した事項のうち、以下の事項を変更しようとするときは、総務大臣に届け出なければならない。

①業務区域

②電気通信設備の概要（電気通信事業の用に供する電気通信設備として端末系伝送路設備又は中継系伝送路設備を設置する場合に限る。）

また、氏名、名称及び住所等の変更の場合は、変更後遅滞なくその旨を届け出なければならない（事業法第16条第2項及び第3項）。

なお、事業法第16条第2項の規定に違反して、氏名、名称及び住所等の変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者は10万円以下の過料に、同条第3項の規定に違反して、上記①及び②の事項の変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者は50万円以下の罰金に、それぞれ処される（事業法第193条第1号及び第187条第1号）。

2.4.2 廃止に係る手続

登録、届出の違いにかかわらず、電気通信事業の全部又は一部を休止又は廃止したときは、その旨を遅滞なく、総務大臣に届け出る必要がある（事業法第18条第1項）。この規定に違反して届出をせず又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処される（事業法第188条第1号）。

2.4.3 契約前の提供条件の説明義務

事業者は、利用者と契約を締結等しようとするときは、料金その他の提供条件の概要について説明しなければならない（事業法第26条）。

当該説明は、契約の締結が行われるまでの間に、以下の基本説明事項について行わなければならない（施行規則第 22 条の 2 の 3）。

- (1) サービスを提供する電気通信事業者の氏名又は名称
- (2) サービスを提供する電気通信事業者の連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）、電話による連絡先の場合は、苦情及び問合せに応じる時間帯
- (3) 提供する電気通信役務の内容（電気通信役務の種類及び品質、提供を受けることができる場所、通信制限（帯域制御等）など）
- (4) その利用者に適用される、電気通信役務の提供に関する料金、その他の経費
- (5) 料金等の減免をするときは、当該減免の実施期間その他の条件
- (6) 契約の変更又は解除の連絡先及び方法 等

2.4.4 契約後の書面の交付義務

事業者は、利用者と契約を締結したときは、遅滞なく、その利用者の契約内容を明らかにした書面（契約書面）を利用者に交付しなければならない（事業法第 26 条の 2）。

当該書面の交付は、以下の事項について個別の契約内容が明らかになるよう記載しなければならない（施行規則第 22 条の 2 の 4 第 1 項及び第 2 項）。

- (1) サービスを提供する電気通信事業者の氏名又は名称
- (2) サービスを提供する電気通信事業者の連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）、電話による連絡先の場合は、苦情及び問合せに応じる時間帯
- (3) 提供する電気通信役務の内容（電気通信役務の種類及び品質、提供を受けることができる場所、通信制限（帯域制御等）など）
- (4) その利用者に適用される、電気通信役務の提供に関する料金、その他の経費
- (5) 料金等の減免をするときは、当該減免の実施期間その他の条件（他の契約を条件とする期間限定の割引は仕組みを図示）
- (6) 契約の変更又は解除の連絡先及び方法
- (7) 契約を特定するに足りる事項（契約者番号等）
- (8) 料金支払いの時期、方法
- (9) サービス提供の予定時期
- (10) 付随する有料オプションサービスの内容（名称、料金、解約条件等）等

2.4.5 その他の消費者保護規律

事業者は、2.4.3 契約前の提供条件の説明義務及び 2.4.4 契約後の書面の交付義務に加えて、以下の消費者保護規律を遵守しなければならない。

なお、消費者保護規律の詳細については、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」参照。

- (1) 電気通信業務の休廃止の周知義務（事業法第 26 条の 4）

電気通信業務（利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ない電気通信役務に係るものを除く。）の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、利用者の利益を保護するために必要な事項について、利用者への事前周知を義務付け

(2) 苦情等の処理義務（事業法第 27 条）

提供するサービス等に関する利用者からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理しなければならないことを義務付け

(3) 不実告知等の禁止（事業法第 27 条の 2 第 1 号）

契約の重要事項について、故意に事実を告げず、又は事実でないことを告げる行為を禁止

(4) 勧誘継続行為の禁止（事業法第 27 条の 2 第 2 号）

契約を締結せず又は勧誘を受けないことを希望する利用者に対する再勧誘を禁止

(5) 代理店に対する指導等の措置義務（事業法第 27 条の 3）

事業者に対し、代理店への指導等の措置を行うことを義務付け

2.4.6 その他

電気通信事業の全部の譲渡や、電気通信事業者について合併、分割、相続があった場合は、原則として事業譲受人や合併存続法人が電気通信事業者の地位を承継する。このような場合、電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第 17 条）。

その他、電気通信事業者には、利用の公平（＝不当な差別的取扱いの禁止）など法律により課されている義務が存在するので、法令等に基づく適切な事業運営が求められる。

3. 利用者との関係における留意事項

3.1 利用者への適切な情報提供

登録又は届出により電気通信事業として公衆無線 LAN サービスを提供する者は、利用者と契約を締結等するときは、料金その他の提供条件の概要について説明しなければならない（2.4.3 契約前の提供条件の説明義務 参照）。事業者は、そのサービスを提供するアクセスポイントごとの情報セキュリティ対策の有無、情報セキュリティ対策が取られているのであればその内容（例：無線区間の暗号化方式等に関する情報）を利用者に提供することが適当である¹³。

また、公衆無線 LAN サービスは、提供事業者やアクセスポイントの設置場所の違いにより、バックホール回線の構成、情報セキュリティの程度等に違いが見られる。無線系バックホール回線の拡大により、公衆無線 LAN のサービス品質（速度、情報セキュリティ等）が利用者にとって分かりにくくなっている面があるため、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者においては、公衆無線 LAN のサービス品質について、できる限り利用者が知り得よう努めることが望ましい。事業者から利用者に対す

¹³ インターネット接続サービスに関しては、「インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会」（一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟により構成）において、利用者が安心して利用できる目安を提供するため「安全・安心マーク」制度（<https://www.isp-ss.jp/>）を設けている。公衆無線 LAN サービスについても、利用者が安心して利用できる目安を提供する制度の創設が期待される。

る情報提供は、公衆無線 LAN サービスを実際に利用する際に行うことがより効果的であることから、事業者のホームページや利用申込時のブラウザ上の画面、パンフレット等だけでなく、例えば利用の際の画面表示等により行うことも考えられる。

さらに、事業者が公衆無線 LAN サービスを提供する際に、端末の画面表示により、サービスの提供主体が誰であることを明示し、どのようなサービスを提供するかを利用者に周知する方法や、事前に利用者から個別かつ明確な同意を得るべき事項がある場合のその同意の取得方法については、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者が利用者への適切な情報提供、周知等することが望まれる。

事業者による上記取組に加えて、電気通信事業としてではなく、例えば来店者に対して無償で公衆無線 LAN サービスを提供する者等についても、利用者に対して、その利用の前に、料金は無料である旨を明確に通知したり、期待できる最大伝送速度や情報セキュリティ対策として取られている措置の情報を利用者が十分に理解できるような環境を整えれば、より利用しやすいサービスになると考えられる。

3.2 利用者の安心・安全な利用のための留意事項

3.2.1 適切な情報セキュリティ対策

無線 LAN の利用に際して適切な情報セキュリティ対策がなされていない場合、利用者は通信内容の傍受や改ざんといった情報セキュリティ上の脅威にさらされることとなる。また、アクセスポイントが悪質な書込み、コンピュータウイルスの配布等に利用されるなど、安全な通信環境が阻害されるおそれがある。

そのため、公衆無線 LAN サービスの提供に当たっては、利用者の保護及び安心・安全な通信環境の確保の観点から、暗号化及び認証の情報セキュリティ方式に対応したアクセスポイントを設置すること、重要な情報をやり取りする場合は SSL/TLS¹⁴により暗号化されていることを確認するように利用者に対して周知することなど、適切な情報セキュリティ対策を講ずることが望ましい。

3.2.2 利用者への周知・啓発

無線 LAN は、コンピュータウイルス感染等のインターネット利用における情報セキュリティ上の脅威一般に加え、有線と比較して傍受等が容易な無線を利用することに起因する脅威にもさらされている。これらの情報セキュリティ上の脅威について対策を怠ることは、安心・安全な情報通信利用環境を阻害し、利用者のみならず、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等にも不利益をもたらすこととなる。

したがって、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等は、自らが情報セキュリティ対策に関する取組を積極的に実施することに加え、利用者に対し無線 LAN 利用における情報セキュリティ上の脅威、情報セキュリティ対策の必要性及び具体的方法等に関する啓発を行うことにより意識を向上させるとと

¹⁴ SSL (Secure Socket Layer) / TLS (Transport Layer Security) とは、信頼できるウェブサイトやサーバとの間で、データを暗号化して送受信する方法。SSL/TLS が使われていることは、URL が「https」からはじまっていることや、パソコンやスマートフォンのブラウザに「鍵マーク」が表示されることで確認可能。SSL/TLS のバージョンによっては使用が非推奨となっているものもあるため、利用時には注意が必要。

もに、利用者が情報セキュリティ対策を取りやすい環境整備を行うなど、サービスを提供する事業者側における対策と利用者側における対策を車の両輪として推進していくことが重要である。

総務省では、一般利用者が安心して無線 LAN を利用するために、基本的な知識やメリット、使用時の注意点、具体的な設定方法を記載した「Wi-Fi 利用者向け 簡易マニュアル」¹⁵を公表しているほか、利用者のリテラシーや重要度に応じた段階別の対策等を総合的に示した手引書「一般利用者が安心して無線 LAN を利用するために」¹⁶を策定し、公表している（平成 24 年 11 月 2 日）。これらの手引書では、一般利用者が最低限取るべき情報セキュリティ対策について、平易な表現で取りまとめているため、利用者に対する周知啓発活動において参考にするなど、これらの手引書を積極的に活用することが期待される。なお、利用者情報の適切な確認にあたっては、別添 2 の留意事項を御参照ください。

3.2.3 フィルタリング¹⁷について

インターネット接続役務の提供に関する契約数が 5 万を超える電気通信事業者は、役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフト又はフィルタリングサービス（以下この項において、「フィルタリングサービス等」という。）を提供しなければならない（「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 20 年法律第 79 号）第 17 条、同法律施行令（平成 20 年政令第 378 号）第 2 条）。したがって、本規定に基づき、求めに応じてフィルタリングサービス等を提供する義務を負う事業者は、利用者から求められた場合は速やかな提供が可能となるように、あらかじめ準備しておく必要がある。

スマートフォンは、従来の携帯電話と異なり、携帯電話事業者のネットワークと無線 LAN のどちらを経由してもインターネットに接続可能であることから、利用者にとっては従来の携帯電話事業者のネットワーク側におけるフィルタリングだけでは対応が不十分であり、端末側におけるフィルタリングが有効である。そのため、スマートフォンからの無線 LAN の安全な利用を確保するには、青少年がスマートフォンを使用する場合は、無線 LAN 機能そのものを on/off 設定する機能制限アプリのほか、無線 LAN 利用の際にも有効なフィルタリングサービス等を利用することが望まれる。

一方、上記規定に基づき義務を負う事業者は、具体的にフィルタリングサービス等を提供する際は、公衆無線 LAN サービスのオプションとして自ら提供したり、青少年有害情報フィルタリングソフトを提供するサイトを紹介するなど、利用者端末側でフィルタリングが行われることを第一に考えることが望まれる¹⁸。なお、こうした対応が困難である場合には、利用者から求められた場合に備えネットワーク側でフィルタリングサービス等が提供可能となるようにあらかじめ準備しておくことが必要である。

¹⁵ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/wi-fi.html

¹⁶ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/wi-fi.html

¹⁷ 有害サイトへのアクセスや有害アプリの起動を制限するサービス。インターネットのサイトやアプリを一定の基準により「表示・起動してよいもの」（子ども向けの健全なものなど）と、「表示・起動を制限するもの」（出会い系やアダルト関連のものなど）に分け、子どもに不適當なものについてはアクセス・起動ができないようにする機能。

¹⁸ 端末により状況は異なるが、有害サイトへのアクセス制限に加えて、有害アプリの起動制限も実現できることが理由である。

このような、スマートフォンに必要となるフィルタリングが従来の携帯電話と異なる点について、利用者、保護者の理解は十分とは言い難い現状にあるため、関係事業者の連携により、フィルタリングサービス等を利用者、保護者が正しく理解して利用できるよう、リテラシーの向上を図ることや、利用者、保護者の声を吸い上げることで具体的な改善点を見出すなど更なる改善に取り組むことが望まれる。

3.3 移動通信トラヒックのオフロード化を進める携帯電話事業者の留意事項

携帯電話事業者は、ネットワーク設備の増強、動画サービス等の利用者に対する対応、周波数利用効率の高いLTEの開始などにより、増大する移動通信トラヒックへの対応を進める中で、公衆無線LANを活用して携帯電話回線以外に移動通信トラヒックを迂回するオフロードに積極的に取り組んできた。これらの携帯電話事業者の設置するアクセスポイントは、公衆無線LANアクセスポイントの相当の割合を占める現状にあることから、携帯電話事業者は、アクセスポイントの整備や公衆無線LANアクセスサービスの提供において、電波の輻輳等に配慮したアクセスポイントの整備を引き続き進めることや利用者への提供条件等に関する情報提供に一層努める等、自ら適切な取組を進めることが利用者利益に適うことになることを十分認識する必要がある。

また、携帯電話事業者は、オフロードの取組を進める中で、自営無線としての公衆無線LANを利用している者を含めて、他の公衆無線LAN利用者の利便性の低下を招かぬよう配慮していく必要がある。

4. 利用しやすい無線LANとするための留意事項

4.1 5GHz帯の利用促進

無線LANが使用する周波数帯のうち、2.4GHz帯においては電波の輻輳等が生じることが増えているため、これからは、一部の周波数帯では屋内利用限定の帯域はあるものの2.4GHz帯に比べ利用可能なチャンネル数が多く、同一エリアにおいて多くのアクセスポイントを共存させることが可能な5GHz帯の利用を促進することが重要である¹⁹²⁰。

また、5GHz帯における次世代高速無線LAN規格であるIEEE802.11ac²¹に対応した機器が普及してきており、5GHz帯の利用促進においては、このような新しい技術を活用する視点も重要である。

5GHz帯の利用を促進するためには、アクセスポイント側と利用者端末側双方の対応が必要となるが、以下の観点からその役割に応じた取組を進めることが望まれる。

¹⁹ 5GHz帯のうち5.2GHz帯及び5.3GHz帯は屋内の使用に限られる。

²⁰ 5.3GHz帯及び5.6GHz帯の無線LANについては、国際的な基準によりDFS/TPC機能を具備することが求められている。このため、同周波数帯において無線LANを運用した場合、気象レーダー等の電波を感知したときは、設置者の意図に関係なく自動的にチャンネル変更等が行われることがある。

DFS (Dynamic Frequency Selection) : 無線LANがレーダーと周波数を共用して使用するための機能

TPC (Transmitter Power Control) : 無線LANの通信系における平均の空中線電力を3dB下げる機能

²¹ IEEE802.11acの概要は5GHz帯の無線LANにおいて①チャンネル帯域幅の40MHz幅から80MHz・160MHz幅への拡大、②MIMO (Multiple-Input and Multiple-Output : 複数のアンテナを組み合わせてデータ送受信の帯域を広げる無線通信技術)による空間多重伝送の拡大、③変調多値数の増加(64QAM (Quadrature Amplitude Modulation : 直交振幅変調)から256QAM)であり①～③の技術要素を組み合わせることで伝送速度1Gbps～3.6Gbpsを実現するものである。平成25年3月の電波法関連省令等の改正により日本国内でもIEEE802.11acに対応する無線LAN対応製品が使用可能となった。

4.1.1 アクセスポイント側の対応

事業者等は、今後アクセスポイントを新規に導入又は更改する機会を捉えて、2.4GHz帯だけでなく5GHz帯にも対応したデュアルバンド対応のアクセスポイントの導入を検討することが適切と考えられる。

2.4GHz帯の輻輳等は、特に多数のアクセスポイントが設置してある繁華街で多く発生していると思われることから、各事業者等においては、繁華街に設置しているアクセスポイントに電波の輻輳等が認められる場合は5GHz帯にも対応したアクセスポイントの導入を検討することが望まれる。

4.1.2 利用者端末側の対応

利用者端末側については、デュアルバンド対応チップの低廉化等により、5GHz帯にも対応した端末の普及が進んでいるが、各事業者等においては、利用者に対して、より高速かつ快適な無線LANサービスの利用が可能である5GHz帯対応端末の利点を引き続き積極的に周知等することが期待される。

4.2 アクセスポイントの設置等

アクセスポイントの設置は、公衆無線LANサービスを提供する各事業者等が自由に行うことが基本であるが、駅、空港、繁華街等の人が多数集まる場所（以下「パブリックスペース等」という。）においては、電波の輻輳等に配慮してアクセスポイントを設置していくことが重要である。その場合は、適切なチャンネル配置や置局設計等を推進していくことが有効であり、アクセスポイントを設置する事業者等間で連携していくことが望ましい。

また、パブリックスペース等においては、物理的には1つのアクセスポイントで複数の事業者等の公衆無線LANサービスの提供を可能とする「共用型アクセスポイント」が、電波の輻輳対策の有効な手段となると考えられる。各事業者等はパブリックスペース等にアクセスポイントを設置する場合には、できる限り共用型アクセスポイントの活用を進めていくことが望まれる。

4.3 無線機器の技術基準適合

日本国内で利用されるアクセスポイントと利用者端末は電波法に基づく技術基準を満たしている必要があり、その技術基準に適合していることを示す表示（技術基準適合マーク  に  及び工事設計認証番号が付加されたもの）が付されている機器を使用する必要がある。また、電気通信回線設備に無線LAN機器を接続して使用するためには、2.2.3項の記載事項にも留意する必要がある。

5. 大規模災害発生時に備えた留意事項

5.1 各事業者等において推奨される対応

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震では、避難所等において公衆無線LANが有効な通信手段として機能したことが評価されている。多くの被災者がインターネットへのアクセス手段を求めた中で、公衆無線LANはアクセス手段として有効に活用されたことが認められるため、今後も大規模災害発生時における通信手段の1つとして積極的な活用を図っていくことが期待される。

熊本地震においては、携帯電話事業者3者が、「大規模災害発生時における公衆無線 LAN の無料開放に関するガイドライン」²²を踏まえ前震発生後、72 時間以内に災害用統一 SSID「00000JAPAN」（ファイブゼロ・ジャパン）の名称で、通常、有料で提供している公衆無線 LAN サービスを無料で開放した。また、九州全域でエリアオーナーが設置したアクセスポイントについても災害モードに切り替え、登録手続なしに利用できる対応が行われた。また、避難所においても電気通信事業者が臨時の公衆無線 LAN を設置する取組も積極的に行われ、ほぼ全ての避難所への設置が図られた。各事業者の自主的な判断によるが、今後も大規模災害発生時には公衆無線 LAN サービスを自社の利用者に限定することなく無料で開放する等の措置を講ずることが推奨される。

大規模災害に対応した措置を講ずる基準として、どの程度の規模の災害を対象とするかについては、現時点において必ずしも明確な基準を有していない事業者が多いと考えられる。したがって、各事業者が内規でこのような基準を定めることが考えられるほか、当面は、災害の規模等を勘案して事業者が個別に当該災害に対応する措置について判断していくことも考えられる。

5.2 各事業者等による事前の検討が望ましい事項

大規模災害の発生に備えて、各事業者等において事前に検討、準備しておくことが望ましい事項としては例えば以下のものが挙げられる。

- (1) 災害に対応した措置を実施する際の周知方法
- (2) 公衆無線 LAN サービスを無料で開放する際のアクセスポイントの運用方法
- (3) 災害発生から、それに対応した措置を開始するまでの目安となる時間

(1)については、東日本大震災発生後の被災地への情報伝達手段が極めて限られた状況の中で、被災者に無料開放等の措置の実施及びその内容を広く周知するために苦労したとの経験談もあることから、平時及び災害時における周知についてどのような媒体を用いるか等を検討し、方針を定めておくことが重要であると考えられる。

(2)については、各事業者等が自らも被災した中で無料開放の措置を講ずる可能性もあることに留意しつつ、社内等でどのような体制を構築して無料開放を行うアクセスポイントの運用を行っていくか等について、検討しておくことが望ましい。

(3)については、大規模災害に対応した措置の提供が速やかであるほど、被災者にとって有益になるとの観点から、措置を講ずるまでの目安となる時間を事前に検討しておくことが適当と考えられる。

5.3 災害対策として無線 LAN ビジネス推進連絡会（Wi-BiZ）における取組

各事業者等の個別の取組に加えて、Wi-BiZにおいて、大規模災害に対応した課題の情報共有や、Wi-BiZ が公表している「大規模災害発生時における公衆無線 LAN の無料開放に関するガイドライン」についても更新が図られている。

さらに、Wi-BiZにおいては、事業者等が事前に検討しておくことが望ましい災害に対応した措置の運用方法等（5.2 各事業者等による事前の検討が望ましい事項 参照）について、事業者等の間で連

²² <https://www.wlan-business.org/customer/introduction/feature> を参照。

携が可能な部分があれば、課題等を抽出の上、方針を定めるなど、Wi-Bizとして災害対策の自主的なルールを定める取組が行われている。

なお、上記の取組のほか、Wi-Bizが実施している又は実施予定である活動は、東日本大震災や熊本地震の経験を踏まえ、以下のとおりである。

- (1) 大規模災害発生時における、国内外からの多数の救援者に関する以下の事項
被災地で利用可能な無料の公衆無線 LAN サービスに関する有効な情報提供方法
- (2) 被災者等へのより有効な情報提供の観点から、大規模災害発生時に公衆無線 LAN サービスを無料開放する際に、端末が接続された時に最初に表示することが推奨される画面
- (3) 災害時における避難所としての役割も期待されている学校や公民館等の公的施設について、災害時を想定した無線 LAN 整備の在り方
- (4) 災害発生時に各事業者が連携して災害用統一 SSID を運用できるようにするために、災害発生時の参加事業者の統一ルールを策定
- (5) 災害用統一 SSID の取組に新たに参入を希望する事業者等への対応策

6. 地域活性化、ビジネス活性化に向けた無線 LAN 活用における留意事項

無線 LAN は、アクセスポイントを通じた店舗等の情報配信やクーポンの発行による商店街の集客力向上、外国人観光客の誘致²³、センサーネットワークによる農業や物流等の現場における情報収集等、地域活性化やビジネスの活性化に向けた取組に活用されている。

訪日外国人向けの無料公衆無線 LAN サービスについては、総務省は観光庁や関係事業者等とともに「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」を設立し、無料公衆無線 LAN の整備促進や、周知広報、認証連携に取り組んでいる。周知広報については、公衆無線 LAN スポットの共通シンボルマーク

(Japan. Free

Wi-Fi) の普及²⁴等に取り組んでいる。認証連携の取組については、別添 3 を御参照ください。

無線 LAN の今後の健全な普及のためには、このような地域活性化やビジネス活性化への無線 LAN の活用について、公衆無線 LAN サービスを提供する者や、無線 LAN を活用してビジネスを行っている者を問わず、関係者間で無線 LAN 活用事例の積極的な紹介や情報共有が進められることが望まれる。

7. アクセスポイントの設置場所となる店舗等のオーナーの留意事項

無線 LAN サービスが、利用者にとって安全で、利用しやすいものであるためには、サービスを提供する事業者等に加えて、アクセスポイントの設置場所となる店舗等のオーナーの公衆無線 LAN に関する理解が重要である。そのため、本ガイドラインでは、公衆無線 LAN アクセスポイントの設置場所と

²³ 「観光ビジョン実現プログラム」(平成 28 年 5 月観光立国推進閣僚会議決定)においても、外国人観光客が利用する主要な観光・防災拠点における無料公衆無線 LAN の整備の推進について言及されている。

²⁴ 訪日外国人旅行者が無料公衆無線 LAN の利用可能場所を容易に知ることができるよう、平成 27 年 2 月に共通シンボルマーク (Japan. Free Wi-Fi) を作成し、Wi-Fi スポットの周知、広報に取り組んでいる。一定の基準を満たす Wi-Fi スポットについては、利用可能場所でのステッカー等の掲出を進めるとともに、その場所を検索できるウェブサイト (<https://japanfreewifi.jnto.go.jp/>) を平成 27 年 4 月から開設している。事業者等による共通シンボルマーク使用申請についてはこちらをご参照ください。(<https://japanfreewifi.jnto.go.jp/wifi/agent/login.php>)

なる店舗等のオーナーが、アクセスポイントの設置等に当たって知っておくことが望ましい事項を別添4として整理した。

店舗等にアクセスポイントを設置する事業者等においても、オーナーと協議をする際には当該別添4を参照するなど、店舗等のオーナーに対する積極的な周知啓発が望ましい。

公衆無線 LAN サービスの提供における個人情報の保護及び通信の秘密の保護について

公衆無線 LAN サービスを提供する際における個人情報の保護や通信の秘密の保護について理解を深める一助とするため、本資料を作成した。公衆無線 LAN サービスを提供する者におかれては、本資料を参考として、適切なサービス提供に努められたい。

1 個人情報の保護関連

- (1) 公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、利用者から氏名、住所、希望する ID、メールアドレスを取得し、利用者 ID 及びパスワードを発行する場合

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を識別することができることとなるものを含む。）」（個人情報保護法第 2 条第 1 項）を言い、生存性及び個人識別性の有無が「個人情報」該当性の要件となる。一般的に、個人情報を含む集合体であつて「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの」等の「個人情報データベース等」を事業の用に供している場合には、当該事業者は「個人情報取扱事業者」に該当する。このことから、公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、利用者に利用者情報を入力させるなどして、氏名、住所、メールアドレス等を取得する場合には、個人識別性を有している場合が多いため、個人情報保護法及び個人情報保護ガイドラインに基づく、適切な取扱いが求められる。他方で、利用者 ID やパスワードなど、ログインに必要な識別情報については、氏名等個人識別性を有する場合もあれば、単なる数字や記号等で単体では個人識別性を有さない場合もある。不必要な個人情報の取得は避け、公衆無線 LAN サービスや当該サービスと関連するサービスの提供に真に必要なかを吟味することが望ましい。

- (2) 公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、利用者から希望する ID、メールアドレスのほか、生年月日、性別、出身地などの情報を取得する場合

上記(1)のとおり、個人識別性を有する場合には、個人情報の取得に該当することから、個人情報保護法及び個人情報保護ガイドラインに基づく適切な取扱いが求められる。

新サービスの提供のために利用者属性の記載も含めたアンケート調査を行う場合など、電気通信サービスを提供するために必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要であることに留意すべきである。

2 通信の秘密の保護関連

- (1) 公衆無線 LAN サービスに係る利用者の通信履歴を記録、保存した場合

通信履歴は、通信の構成要素であり、事業法第4条第1項により通信の秘密の保護対象となる。したがって、これを記録、保存することは原則として通信の秘密の侵害に該当する。

ただし、課金、料金請求、苦情対応、自己の管理するシステムの安全性の確保その他の業務の遂行上必要な場合、必要な範囲、期間に限って利用者の通信履歴を記録、保存することは、正当業務行為として違法性が阻却されると考えられる。

なお、通信履歴は、通信の秘密として保護されるので、裁判所の令状に従う場合等、違法性阻却事由がある場合を除き、外部提供は行わないこととする。捜査機関や弁護士など法律上の照会権限のある者からの照会に応じて通信履歴を提供することは、必ずしも違法性が阻却されないもので、留意されたい。

(2) 公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、違法・有害情報から青少年を保護する観点から特定の通信を遮断する場合

電気通信事業者が特定の通信を遮断する場合は、以下の2つが存在する。

①同意を得て有害情報から青少年を保護するためにフィルタリングを実施する場合

インターネット接続役務の提供に関する契約数が5万を超える電気通信事業者は、役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフト又はフィルタリングサービスを提供しなければならない（「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第17条、同法律施行令第2条）。

フィルタリングは、利用者、保護者の同意を得た上で一定のサイトや URL に対するアクセスを遮断等するもので、利用者、保護者側が任意で遮断内容を設定変更できる点に特徴がある。フィルタリングには、大きく分けて、利用者の端末にフィルタリングソフトをインストールする場合と、インターネット接続役務提供事業者のサーバ側でフィルタリングをかける場合がある。いずれにおいても通信の秘密の侵害となり得るため、事前の有効な同意を得ることが必要である。

②利用者の同意を得ずに、違法サイト等への通信を遮断する場合（ブロッキング）

ブロッキングは、利用者側の同意を得ずに一定のサイトや URL に対するアクセスを強制的に遮断するもので、利用者が望んだとしても、その設定を変更できない点でフィルタリングと区別される。ブロッキングについてもフィルタリングと同様の理由で、通信の秘密の侵害に該当するものであり、現在、日本でブロッキングが認められているものは、児童ポルノに関して行うものに限定されている²⁵ので、注意されたい。

(3) 公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、帯域制御を実施する場合

²⁵ 児童ポルノ対策の社会的要請等を背景として、安心ネットづくり促進協議会（<https://www.good-net.jp/>）に児童ポルノ対策作業部会が設置され（平成21年3月）、同作業部会において児童ポルノブロッキングと通信の秘密に関する法的問題をまとめた報告書が策定、公表された（平成22年3月）。平成22年7月には、犯罪対策閣僚会議において、ISP等の関連事業者がブロッキングを自主的に実施することが可能となるよう対策を講ずるなどとした「児童ポルノ排除総合対策」が取りまとめられ、平成23年4月以降、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノ掲載アドレスリストに基づき、対応可能なISPにおいて児童ポルノブロッキングが実施されている。平成28年7月には、第三次児童ポルノ排除総合対策（https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/cp-taisaku/pdf/gaiyo3.pdf）が取りまとめられたところである。

帯域制御とは、アプリケーションやサービス、利用者などを区別して、使用できる回線容量や通信速度等に基準を設けることでネットワーク上のトラヒックを制御しようとするをいう。

帯域制御は、電気通信事業者が通信サービスの品質確保を図る手法の一つになっているところであるが、トラヒックの増加に対しては、本来、バックボーン回線等のネットワーク設備の増強によって対処すべきであり、帯域制御はあくまでも例外的な状況において実施すべきものである。

そこで、帯域制御は一定の合理性がある場合にのみ認められる限定的な手法であることを確認するとともに、その恣意的な運用を避けるため、電気通信事業者団体による自主的なガイドラインとして、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」が策定されている。

帯域制御の実施は「通信の秘密」に対する侵害行為に該当し得るため、一般的には、通信当事者の「個別」かつ「明確」な同意がない限り、かかる制御を実施することは許されない。この点に関して、単に契約約款に帯域制御に同意する旨の規定を設けておくだけであったり、ホームページ上で周知しているだけでは、当事者の「個別」かつ「明確」な同意があったとみなすことはできないことに注意する必要がある²⁶。

一方、帯域制御の実施について、違法性阻却事由が認められる場合には、当事者の同意の有無に関わりなく許されることになる。このうち、正当業務行為として違法性の阻却が認められるためには、一般的には、目的の正当性、行為の必要性、手段の相当性といった要件を満たすことが必要と解される。ところ、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」において具体的事例の紹介が行われているので、御参照ください。

また、帯域制御を実施する場合には、利用者保護の観点から、その運用方針についてあらかじめエンドユーザーに十分な情報開示を行わなければならない²⁷。

その他、詳細については以下のガイドラインを参考にされたい。

<参考ガイドライン>

○電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン 本文

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html

○電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン 解説編)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html

○電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html

○帯域制御の運用基準に関するガイドライン

<https://www.jaipa.or.jp/other/bandwidth/>

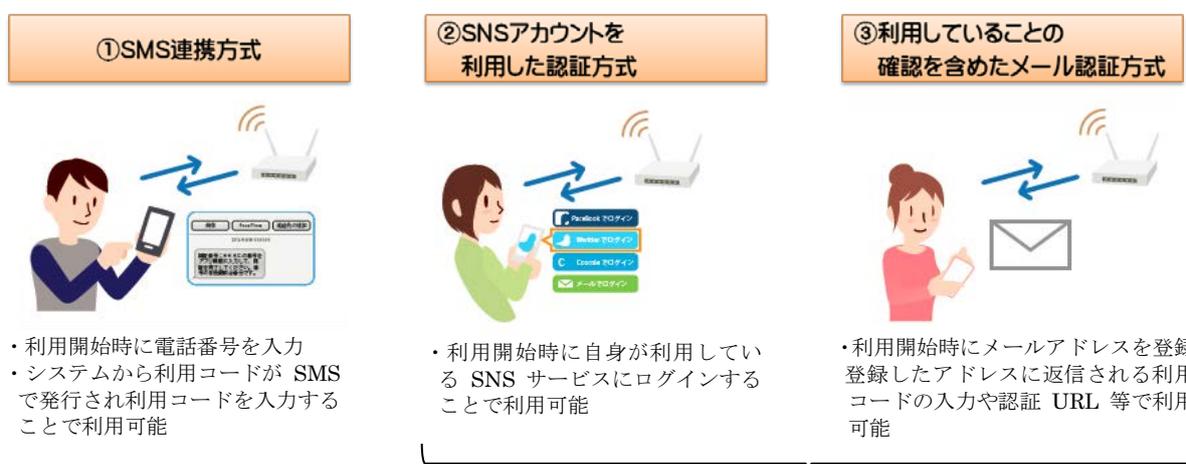
²⁶ かかる同意があったとみなすためには、例えば、新規の利用者に対しては契約の際に帯域制御に同意する旨の項目を契約書に設けて明示的に確認すること、既存の利用者に対しては個別にメールを送信して帯域制御に同意する旨の返信をもらうことといった方法が考えられる。

²⁷ 「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」第2章 提供条件の説明（法第26条）関係及び第3章 書面交付義務（法26条の2）関係参照。

利用者情報の確認にあたっての留意事項

総務省が公表している「Wi-Fi 提供者向け セキュリティ対策の手引き²⁸」も参照しつつ、不特定かつ多数の者の利用を目的として提供される無料公衆無線 LAN サービスについては、サービスの円滑な提供や不正利用防止のため、①～③のいずれかの認証方式により、利用者情報を確認しましょう。

なお、空港や駅構内等の屋内施設や塀等により区切られた敷地内で提供される場合や、目視や監視カメラ等により、利用者の出入りを十分把握できるような場合は除きます。



②、③を選択可能にすることで利用者の利便性を確保することができます

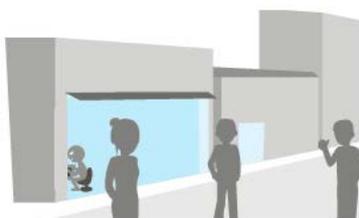
また、認証による利用者情報の確認が必要な場合、必ずしも必要でない場合の具体例は次のとおりとなります。

(1) 認証が必要となる公衆無線 LAN アクセスポイントの設置例

目視等で利用者の出入りを十分把握することが困難な場合



路上に設置された公衆無線 LAN アクセスポイント



ショッピング街等、野外で多くの利用者が利用する公衆無線 LAN アクセスポイント



野外イベント等、開かれた空間で多くの利用者が自由に出入りし、利用する公衆無線 LAN アクセスポイント

²⁸ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/wi-fi.html

(2) 認証を必ずしも必要としない公衆無線 LAN アクセスポイントの設置例

目視等で利用者の出入りを十分把握できるような場合

空港等が提供するアクセスポイント



ホテル客室等で提供されるアクセス



レストランやカフェ等の店舗内に



※上記は、目視、監視カメラや利用者の帳簿等から利用者の出入りを十分把握することが可能であり、認証を必ずしも必要としない Wi-Fi アクセスポイントの設置方法を例示したものです。上記の例の場合でも、サービス環境や利用者の状況に応じ、認証を行うことが適切な場合もあります。なお、意図したエリア内に限ってサービスが行われるように、電波の強度等については適切に調整する必要があります。

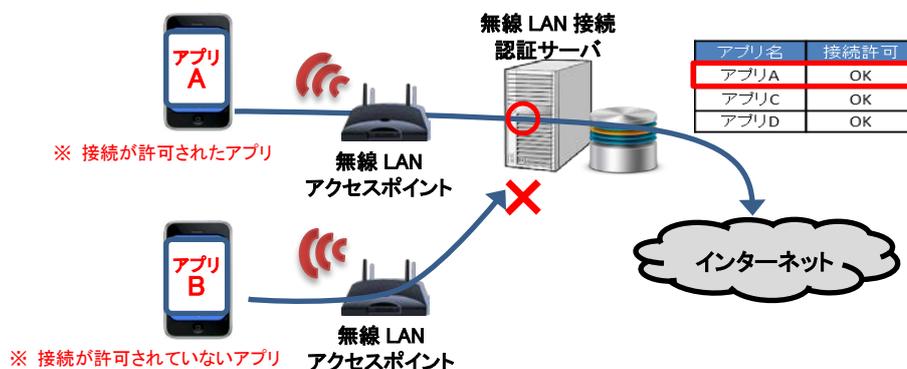
無料公衆無線 LAN の利用開始手続簡素化・一元化のための実証実験を踏まえた技術仕様

総務省では、訪日外国人に対する無料公衆無線 LAN サービスの利用開始手続の簡素化・一元化について、平成 28 年 2 月に取組方針²⁹を公表するとともに、事業者の垣根を越えて一度の利用開始手続により接続可能な Web API 方式³⁰（以下「実証実験方式」という。）に関する実証実験を行った。実証実験を踏まえて、実用化のための仕様が作成されているが、その仕様の詳細はセキュリティの観点から公表せず、今後、新たに設立される団体³¹において管理・更新等を行い、一定の条件の下、情報提供を行う予定である。

実証実験方式の仕様³²の特徴は次のとおりである。

- (1) 利用者は使用するアプリをダウンロードする際に必要な利用者情報の登録を行う（シングルサインオン）。
- (2) 各地域における接続の認証にあたっては、アプリごとに認証を行う（再度の利用者情報の登録は不要）。
- (3) 利用者が登録した属性情報（例：国籍、年齢、性別等）は、アプリ事業者が管理する。

【実証実験方式を用いた接続イメージ】



実証実験方式の認証処理は、次の 2 段階で行う仕組みである。

- ①状態確認処理：アプリ自体が認可されたものかどうかを判定する

²⁹ 「利用しやすく安全な公衆無線 LAN 環境の実現に向けて～訪日外国人に対する無料公衆無線 LAN サービスの利用開始手続の簡素化・一元化の実現等に向けた取組方針～」(平成 28 年 2 月 19 日 総務省)

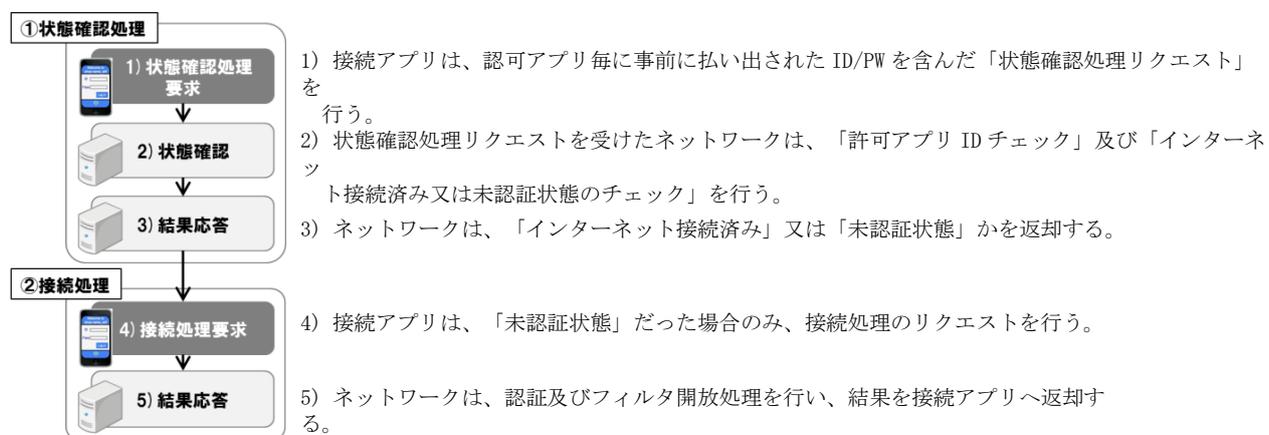
³⁰ 無線 LAN 接続認証サーバと無線 LAN 接続アプリの間のやりとりの手順、形式を規定した方式

³¹ 実証実験に参加した事業者等が発起人となり設立する「一般社団法人 公衆無線 LAN 認証管理機構（仮称）」<http://www.wlan-authmng.or.jp/>

³² 「利用手続の簡素化・一元化に係る実証実験 Web API インタフェース仕様書」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000405602.pdf

②接続処理：アプリが認可されたものであった場合に、個々の利用者識別を伴う認証を行う

【実証実験方式の認証処理手順イメージ³³（参考）】



³³ このイメージは、実証実験を行った際の認証処理手順イメージであり、実証実験を踏まえて実用化された方式（「一般社団法人 公衆無線 LAN 認証管理機構（仮称）」で管理している方式）の認証処理手順イメージを示しているものではない。

無線 LAN アクセスポイントを置く店舗等のオーナーに知っておいていただきたいこと

この資料では、無線 LAN アクセスポイントの設置場所となる店舗等のオーナーに、無線 LAN に関する初歩的な知識やアクセスポイントの設置に当たって注意が必要な事項を簡単に説明していますので、是非御参照ください。皆様の店舗等に来店する顧客に、より安全で使いやすい無線 LAN サービスを提供する一助となれば幸いです。

1 無線 LAN 規格及び無線 LAN で使用している電波について

スマートフォンやタブレット端末等に搭載され、現在、広く使用されている無線 LAN は、IEEE（米国電気電子学会）で規格が定められたものです。その代表的な規格、使用する電波の周波数帯、最大伝送速度等の概略は以下のとおりです。

規格名	使用する周波数帯	最大伝送速度	屋外使用の可否
IEEE802.11b	2.4GHz 帯	11Mbps	可
IEEE802.11g	2.4GHz 帯	54Mbps	可
IEEE802.11a	5GHz 帯	54Mbps	5GHz 帯の一部不可
IEEE802.11n	2.4GHz 帯及び 5GHz 帯	600Mbps	5GHz 帯の一部不可
IEEE802.11ac	5GHz 帯	6900Mbps	5GHz 帯の一部不可

無線 LAN が使用する周波数帯のうち、2.4GHz 帯は、他の電子機器（電子レンジ、コードレス電話等）と共用になっているため、これらの機器から影響（電波の干渉）を受ける可能性があり、その影響が大きい場合は、無線 LAN の通信速度が低下したり、最悪の場合はつながらなくなったりすることもあります。また、2.4GHz 帯を使用する無線 LAN（IEEE802.11b、IEEE802.11g など）は、最近の急速な利用の増加等による過密利用のため、無線 LAN 相互間の輻輳等が生じやすくなっています。

一方、5GHz 帯を使用する無線 LAN は、2.4GHz 帯のみを使用するものと比べて混雑はしていないものの、一部の周波数帯は、屋内のみで使用が認められているものとなっています。

なお、日本国内で利用されるアクセスポイントは電波法に基づく技術基準を満たしている必要があります、その技術基準に適合していることを示す表示（技術基準適合マーク  に  及び工事設計認証番号が付加されたもの）が付されている機器を使用する必要があります。また、電気通信回線設備に無線 LAN 機器を接続して使用する場合には、電気通信事業法に基づく技術基準に適合していることを示す表示（技術基準適合マーク  に  及び設計認証番号が付加されたもの）が付されている機器を使用する等の対応が必要となります。

2 顧客にとって使いやすく、電波の有効利用につながるアクセスポイントの設置

複数の通信会社にアクセスポイントの設置を認めているオーナーも多いと思いますが、上記1でお示ししたとおり、特に 2.4GHz 帯については無線 LAN 相互間の輻輳等が生じやすくなっているため、顧客にとって使いやすく、電波の有効利用につながる無線 LAN とするためには、以下の取組が有効です。

(1) アクセスポイントを複数設置する場合

複数の通信会社が店内にアクセスポイントを設置する場合は、設置場所、使用周波数帯、チャンネルの選択によっては、先に設置されたアクセスポイントも含めて、つながりにくい、期待した通信速度が出ないといった問題が発生する可能性があります。

このような問題を回避するためには、後からアクセスポイントを設置する通信会社に対して、既に設置してあるアクセスポイントに支障を与えないような設置場所やチャンネル配置を要望すること等が考えられます。

(2) 5GHz 帯にも対応したアクセスポイントの利用

5GHz 帯にも対応したアクセスポイントは、2.4GHz 帯のみに対応したものと比べて使用可能なチャンネル数が多く、同一エリア内において複数のアクセスポイントを共存させやすい長所があります。そのため、今後アクセスポイントを新設または更改する場合は、2.4GHz 帯と 5GHz 帯の両方に対応した機器を利用することが有効です。

(3) 共用型アクセスポイントの活用

共用型アクセスポイントとは、1つのアクセスポイントで複数の通信会社の無線 LAN サービスの提供を可能とするものです。

特に来店者が多く、アクセスポイントを設置している通信会社の数も多い店舗等については、電波の輻輳を回避するための有効な対策として、この共用型アクセスポイントの活用も検討してみましょう。